

館林市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月25日

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 野 村 晴 三

館監第235002号
令和6年11月25日

館林市長 多 田 善 宏 様
館林市議会議長 渋 谷 理 津 子 様

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 野 村 晴 三

定期監査の結果について （提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委員訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する定期監査

3 監査の対象

（1）対象部局

財政課、税務課、納税課、秘書課、企画課、人事課、市民協働課、市民課、契約検査課、健康推進課、高齢者支援課、介護保険課（12課）

（2）対象事務

令和6年4月1日から同年9月末日までの財務に関する事務の執行状況

4 監査の実施期間

令和6年9月4日から令和6年11月21日まで

5 監査の着眼点

出納事務手続きを通じて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果があげられているかについて、次の点に留意した。

（1）歳入

調定の時期及び収入未済事由は適正か

（2）歳出

ア 委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等の契約手続き及び支出負担行為の時期は適正か

イ 予算の流用及び予備費充用は正当な理由によるものか

ウ 補助金等の交付目的に対する事業効果は十分か

6 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、所管の事務事業について、歳入・歳出予算、委託業務契約・主要工事請負契約・リース契約等の執行状況、財産及び備品の購入状況、補助金・交付金等の執行状況等の資料をあらかじめ提出させ、監査委員事務局職員がそれらに関わる契約手続き等書類の確認及び計数的な検査を事前に実施した。

また、監査当日は、事務事業の進捗状況及び財務に関する事務の執行が、館林市財務規則ほか関係諸規程に定められたとおり適正かつ効率的に行われているかについて、担当課長等から説明を聴取し、慎重に監査を実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況について関係書類を検査した結果、歳入歳出執行状況及び委託契約書、工事請負契約書、その他関係書類の整備状況は概ね適正なものであると認められた。

しかし、支出事務において、請求書の確認不足により、旧年度予算で支払うべきものを令和6年度予算で支払うという不適切な事務処理が一部あった。今後は、市の信頼を損なうことがないように、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

また、出納及び契約事務処理においては、印漏れ、日付漏れ、記載漏れ等、留意すべき事項が一部見受けられたので、日常の事務処理を的確に行い今後は遺漏のないようにされたい。

なお、事務処理上、軽微な指摘又は留意すべき事項については担当課長に口頭で指示したので記述は省略した。